

## 令和2年度北海道水域利用調整区域の指定について

[6月26日付け告示第443号]

### (1) おたるドリームビーチ海水浴場水域（小樽市銭函3丁目75番地先）

- 指定期間：令和2年 6月26日から9月1日まで（海水浴場開設期間中）
- 指定区域：海水浴場の区域から沖出し50m、左右20m拡大させた区域水域
- ※ 遊泳区域⇒(沿岸線延長530.5m、沖出し60m)
- 制限又は禁止行為：プレジャーボート等の指定区域内での航行禁止

### (2) 銭函ヨットハーバー水域（小樽市銭函3丁目46番地）

- 指定期間：令和2年 6月26日から8月31日まで
- 指定区域：海岸線延長250m、沖だし250mの区域
- 制限又は禁止行為：プレジャーボート等の指定区域内での航行禁止

### (3) 銭函海水浴場水域（小樽市銭函3丁目）

- 指定期間：令和2年 7月 4日から8月31日まで（海水浴場開設期間中）
- 指定区域：海水浴場の区域から沖出し200m、左側50m、右側80m拡大させた区域水域
- ※ 遊泳区域⇒(沿岸線延長350m、沖出し30m)
- 制限又は禁止行為：プレジャーボート等の指定区域内での航行禁止

### (4) 蘭島水域（小樽市蘭島1丁目）

- 指定期間：令和2年 7月10日から8月23日まで（海水浴場開設期間中）
- 制限又は禁止行為：プレジャーボート等の指定区域内での航行禁止

#### ① 蘭島海水浴場水域

- 指定区域：海水浴場の区域から沖出し30m、 右側漁業施設まで、左側漁業施設まで
- ※ 遊泳区域⇒(沿岸線延長800m、沖出し70m)

#### ② 水産動植物増殖施設水域

- 指定区域：フゴッペ地区 施設から沖出し100m拡大させた区域水域  
シマベリ地区 施設から沖出し100m拡大させた区域水域

### (5) 壮瞥温泉園地水域（壮瞥町字壮瞥温泉62番地先）

- 指定期間：令和2年7月 1日から9月30日まで
- 指定区域：湖岸線170m、沖出し左側300m、右側280m
- 制限又は禁止行為：プレジャーボート等の指定区域内での航行禁止

### (6) 屈斜路湖砂湯地区（弟子屈町字美留和）

- 指定期間：令和2年7月11日から8月16日まで
- 指定区域：湖岸線700m、沖出し200m
- 制限又は禁止行為：プレジャーボート等の指定区域内での航行禁止

【参考】 ◎令和2年6月26日 北海道公報 第117号

北海道公報のホームページ（北海道公式ホームページ内）

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/bsh/koho/index.htm>

◎プレジャーボート等の事故防止に関するページ

危機対策課のホームページ（北海道公式ホームページ内）

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/ktk/bsb/pb/pb.htm>